

第2章 計画策定の基本的事項

1. 本町の概況

(1) 沿革

本町は、昭和 25 年に池田村が北平野村大字白鳥を編入、昭和 29 年に町制が施行され温知村が池田町となりました。昭和 30 年には旧池田町、八幡村、宮地村が合併して新池田町が成立し、翌年の昭和 31 年に市橋の一部が赤坂町へ編入、さらに養基村の一部（田中、粕ヶ原、沓井）が池田町に編入されました。

その後、平成の合併協議における揖斐郡町村合併推進協議会や西濃圏域合併協議会において合併の機運が高まりましたが、住民の意向により単独存続の道を選択し、現在に至っています。

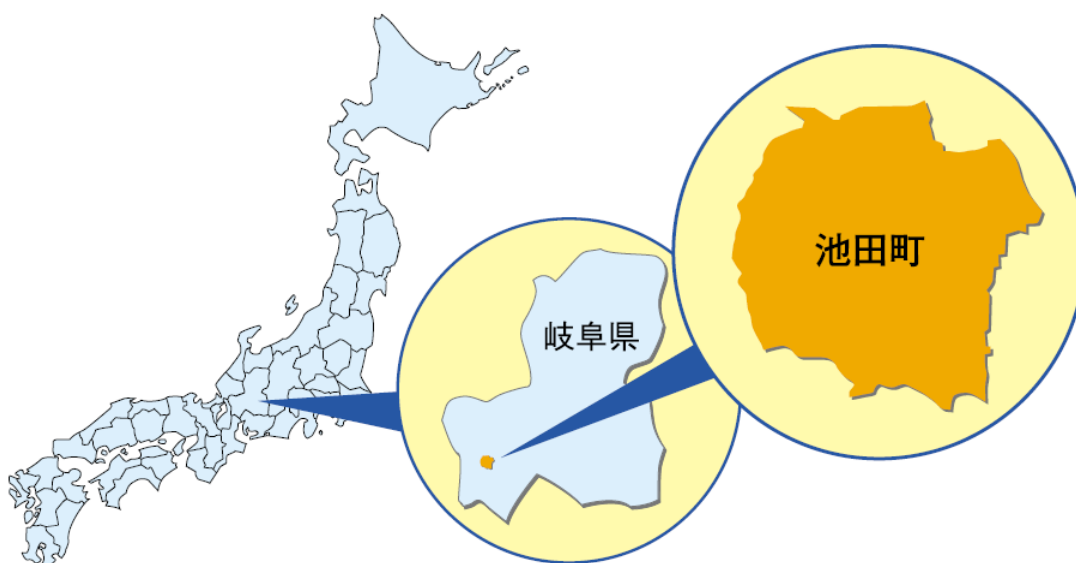
(2) 位置

本町の位置及び標高図は図 2-1 に示すとおりです。

本町は、木曾三川によって形成された広大な濃尾平野の北西部に位置しています。町の西部には 標高 924 メートルの池田山を背負い、町の総面積の 3 分の 1 が山地となっています。平野部には、一級河川の揖斐川、杭瀬川、東川、深町川、中川及び粕川の 6 つの川が流れており、豊かな自然を有しています。

また、東は神戸町、西は垂井町、南は大垣市、北は揖斐川町に隣接しており、町の中央には国道 417 号が南北に、町の南部には岐阜関ヶ原線が東西に通っています。

さらに、住民の大切な足となっている養老鉄道も走っており、岐阜市や名古屋市へのアクセスが良好です。



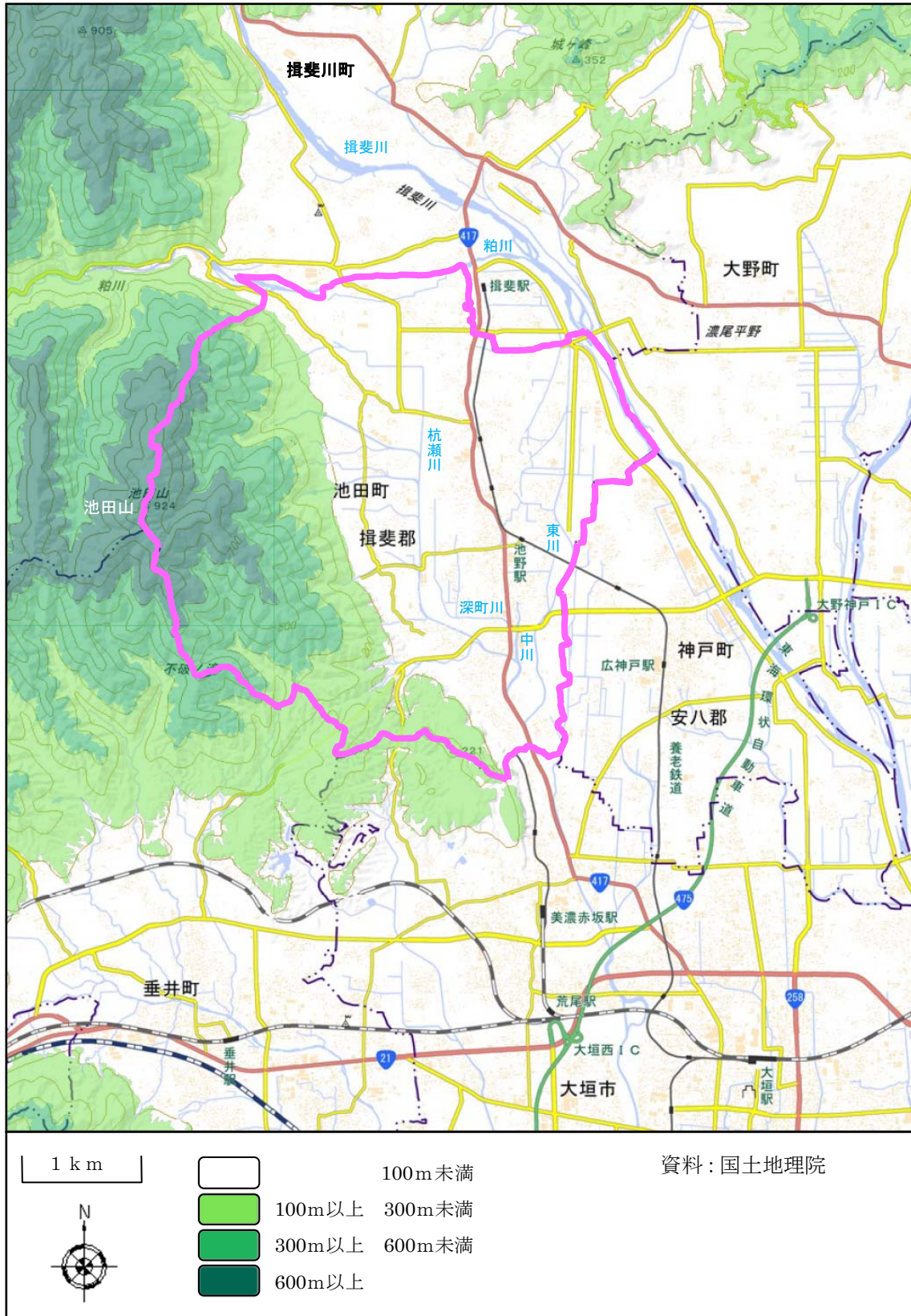
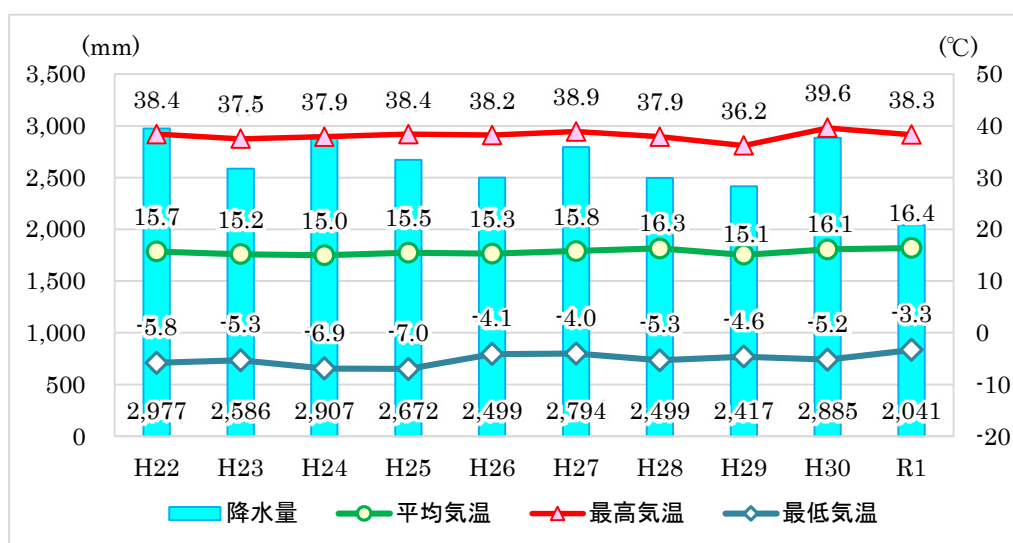


図2-1 位置及び標高図

2. 気象

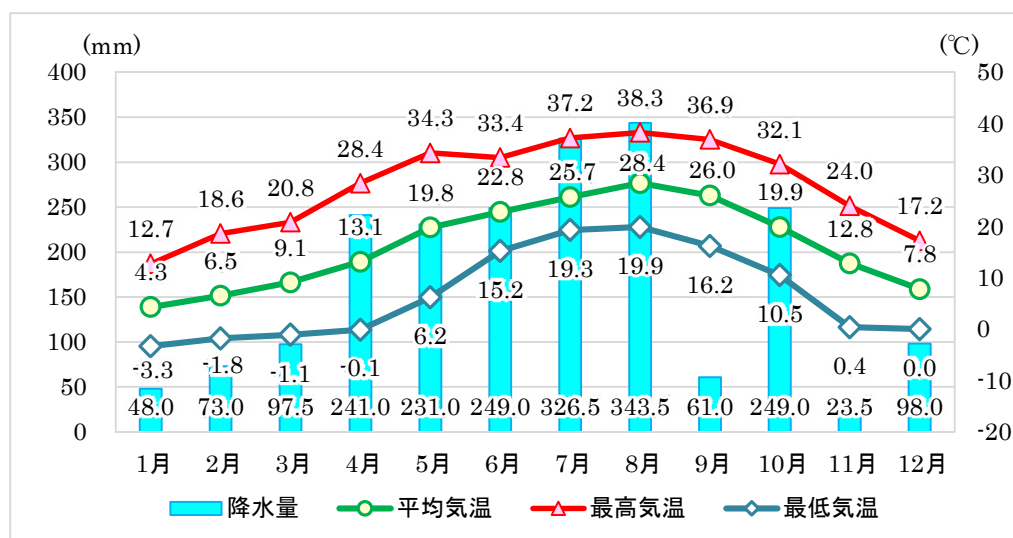
過去10年間の気温及び降水量の推移は、図2-2に示すとおりです。気温は増減を繰り返しつつも、全体としては増加傾向にあります。平均気温は約16℃と大変暮らしやすい気候となっています。

令和元年の月別気温及び降水量の推移は、図2-3に示すとおりです。最高気温は8月の38.3℃、最低気温は1月の-3.3℃となっており、季節の寒暖差がはっきりとしています。



資料：気象庁（地点：揖斐川）

図2-2 気温と降水量の推移



資料：気象庁（地点：揖斐川）

図2-3 月別気温及び降水量の推移（令和元年）

3. 人口動態

(1) 人口及び世帯数

本町の過去10年間の人口及び世帯数の推移は、表2-1及び図2-4に示すとおりです。人口はゆるやかに減少しており、10年間で1,477人(5.91%)減少していますが、世帯数は年々増加しており、319世帯(4.09%)増加しています。

そのため、1世帯あたりの人口は年々減少しており、10年間で0.31人(9.69%)減少し、増加世帯規模の縮小が進んでいます。核家族世帯、単独世帯が大きく増加し、特に、高齢夫婦世帯や高齢単身世帯が大きく増加しています。

表2-1 人口及び世帯数の推移

区分	人口(人)			世帯数(世帯)	1世帯当たりの人口(人/世帯)
	総数	男	女		
平成22年	24,980	12,131	12,849	7,801	3.20
平成23年	24,955	12,115	12,840	7,844	3.18
平成24年	24,885	12,057	12,828	7,915	3.14
平成25年	24,827	12,021	12,806	7,975	3.11
平成26年	24,670	11,964	12,706	7,977	3.09
平成27年	24,361	11,819	12,542	7,872	3.09
平成28年	24,140	11,731	12,409	7,953	3.04
平成29年	23,926	11,597	12,329	7,992	2.99
平成30年	23,742	11,541	12,201	8,067	2.94
令和元年	23,503	11,460	12,043	8,120	2.89

資料：岐阜県統計課「岐阜県人口動態統計調査」

各年10月1日現在

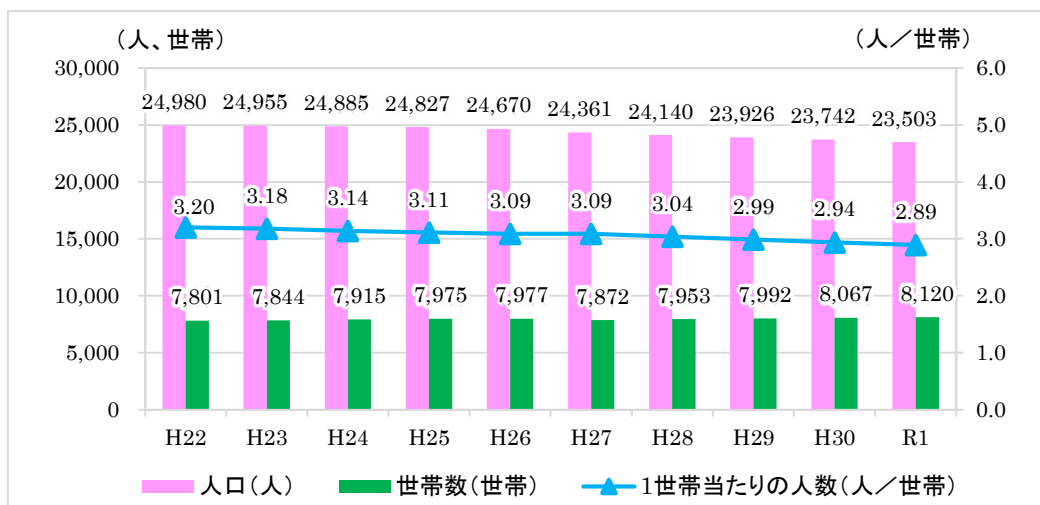
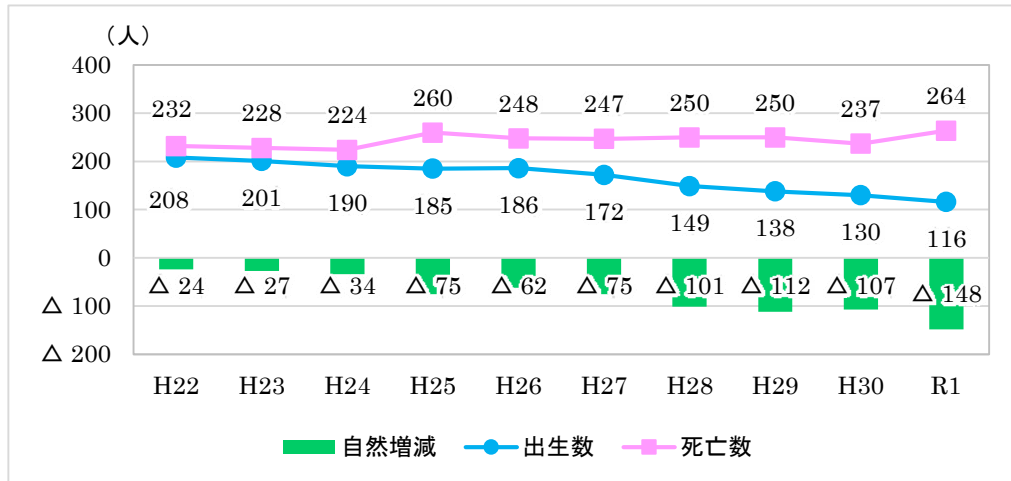


図2-4 人口及び世帯数の推移

(2) 人口動態

本町の自然動態の推移は、図2-5に示すとおりです。出生者数が減少する一方、死亡者数が増加しており、近年、死亡数が出生数を上回る自然減となっています。

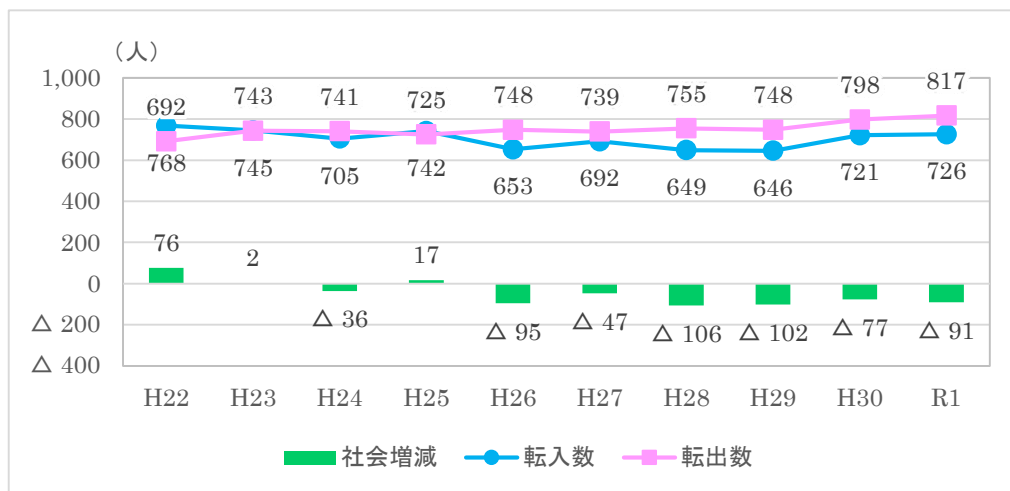
本町の社会動態の推移は、図2-6に示すとおりです。住宅事情を理由とした転入が続く一方、職業上や結婚等を理由とした転出が多くみられます。近年、転出数が転入数を上回る社会減となっています。



資料：岐阜県統計課「岐阜県人口動態統計調査」

注：前年10月1日から同年9月30日までの動態数

図2-5 自然動態の推移



資料：岐阜県統計課「岐阜県人口動態統計調査」

注：前年10月1日から同年9月30日までの動態数

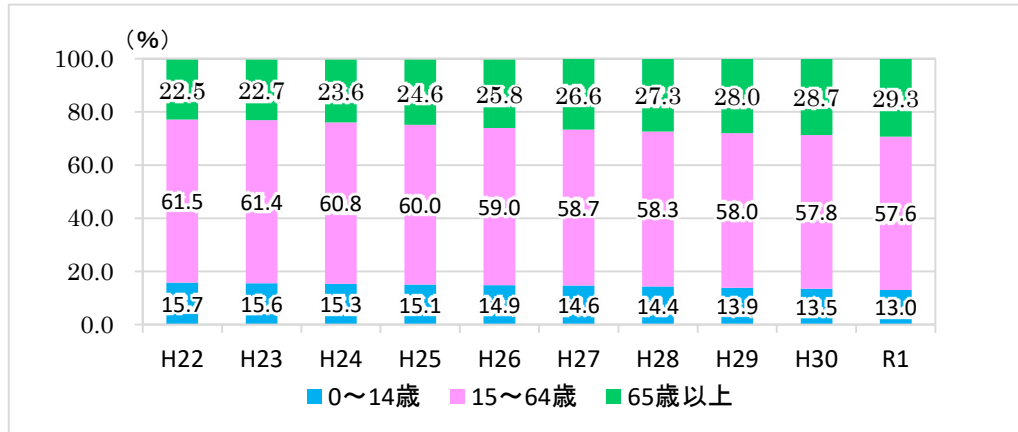
図2-6 社会動態の推移

(3) 人口の年齢構成

本町の年齢構成は、図2-7及び図2-8に示すとおりです。

年少人口（0～14歳）が減少する一方、老年人口（65歳以上）が増加しています。また、生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にあります。

団塊の世代（65～74歳）と団塊ジュニア世代（45～49歳）の多い人口構成となっており、今後、厚みのある中高年層が65歳以上となり、高齢者は増加するとみられます。

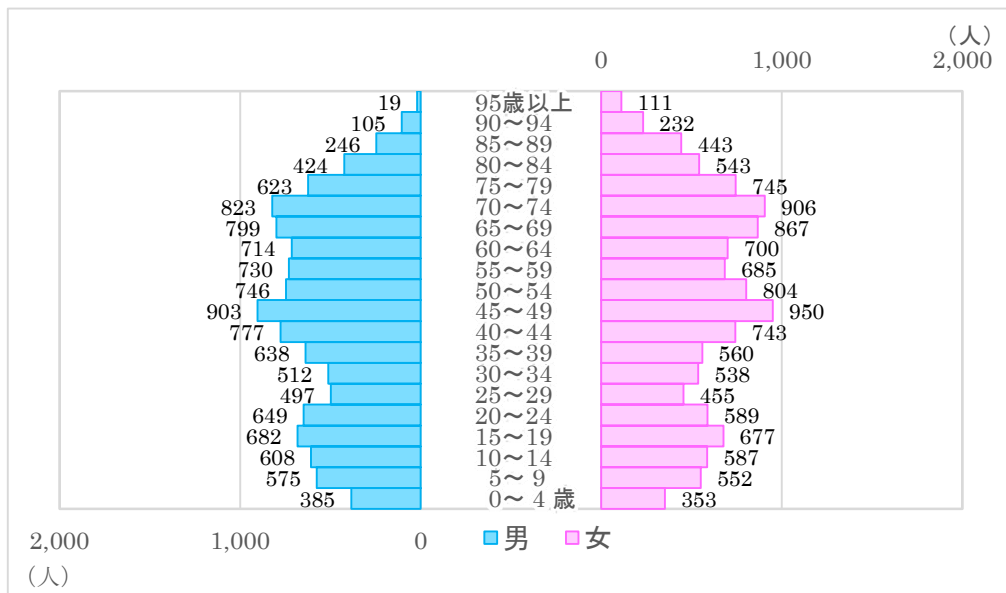


資料：岐阜県統計課「岐阜県人口動態統計調査」

各年10月1日現在

注：年齢不詳人口があるため合計が合わない

図2-7 年齢構成別人口の推移



資料：岐阜県人口動態統計調査結果

令和元年10月1日現在

注：年齢別割合は年齢不詳を除いて算出。

図2-8 年齢構成別人口割合

4. 産業の動向

(1) 産業別就業人口

本町の産業大分類別就業人口の推移は、表 2-2 に示すとおりです。就業人口は、15 年間、ほぼ横ばいで推移していますが、第 1 次産業は 191 人 (29.4%) 減少し、第 2 次産業は 678 人 (13.0%) 減少しています。その一方、第 3 次産業は 469 人 (7.51%) 増加しています。

また、本町の産業大分類別就業人口割合の推移は、図 2-9 に示すとおりです。第 2 次産業の割合が減少し、第 3 次産業の割合が増加しています。

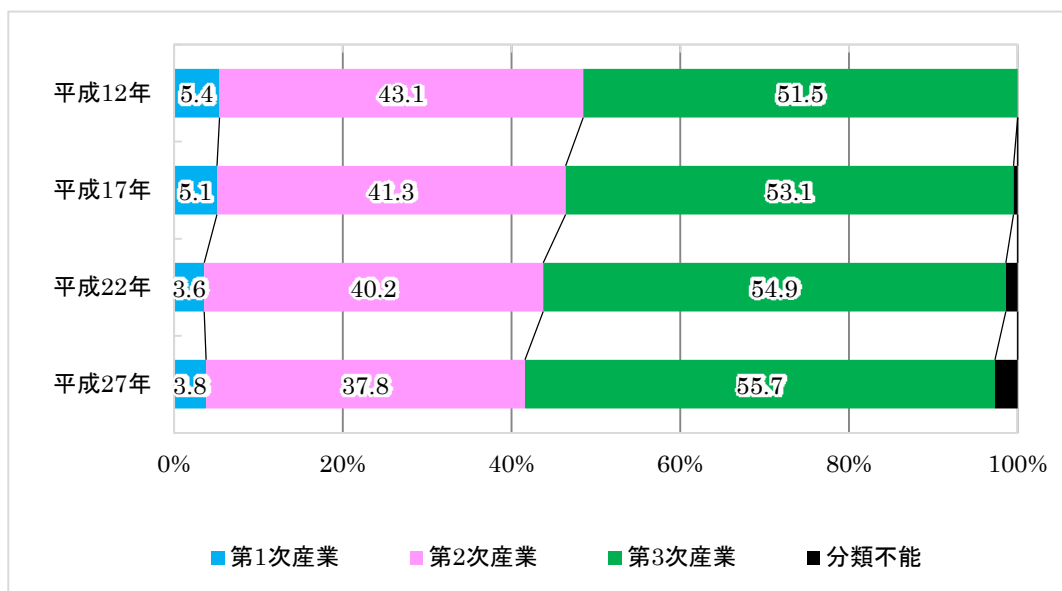
表 2-2 産業大分類別就業人口の推移

年度	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	就業人口
平成12年	650	5,230	6,245	0	12,125
平成17年	637	5,156	6,625	65	12,483
平成22年	428	4,818	6,583	166	11,995
平成27年	459	4,552	6,714	331	12,056

※分類不能とは、調査票の記入が不備で、いずれの項目にも分類しえないものを示します。

資料：国勢調査

各年 10 月 1 日現在



※分類不能とは、調査票の記入が不備で、いずれの項目にも分類しえないものを示します。

図 2-9 産業大分類就業人口割合の推移

(2) 産業別事業所数及び従業者数

本町の産業分類別事業所数及び従業者数の内訳は、表2-3に示すとおりです。

事業所数では、卸売業・小売業が181事業所(20.3%)と最も多く、次いで、製造業が155事業所(17.4%)、建設業が127事業所(14.3%)となっています。

従業者数では、製造業が3,713人(43.0%)と最も多く、次いで、卸売業・小売業が1,095人(12.7%)、医療・福祉が1,003人(11.6%)となっています。

表2-3 産業分類別事業所数・従業者数

平成28年6月1日現在

区 分	事業所数		従業者数	
	(事業所)	構成比	(人)	構成比
農 業 , 林 業 , 漁 業	7	0.8%	49	0.6%
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	1	0.1%	32	0.4%
建 設 業	127	14.3%	679	7.9%
製 造 業	155	17.4%	3,713	43.0%
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	0	0.0%	0	0.0%
情 報 通 信 業	3	0.3%	8	0.1%
運 輸 業 , 郵 便 業	19	2.1%	150	1.7%
卸 売 業 , 小 売 業	181	20.3%	1,095	12.7%
金 融 業 , 保 険 業	13	1.5%	92	1.1%
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	26	2.9%	62	0.7%
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	37	4.2%	219	2.5%
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	74	8.3%	425	4.9%
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	71	8.0%	210	2.4%
教 育 , 学 習 支 援 業	43	4.8%	196	2.3%
医 療 , 福 祉	58	6.5%	1,003	11.6%
複 合 サ ー ビ ス 事 業	7	0.8%	66	0.8%
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	69	7.7%	628	7.3%
総 数	891	100.0%	8,627	100.0%

資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査結果」

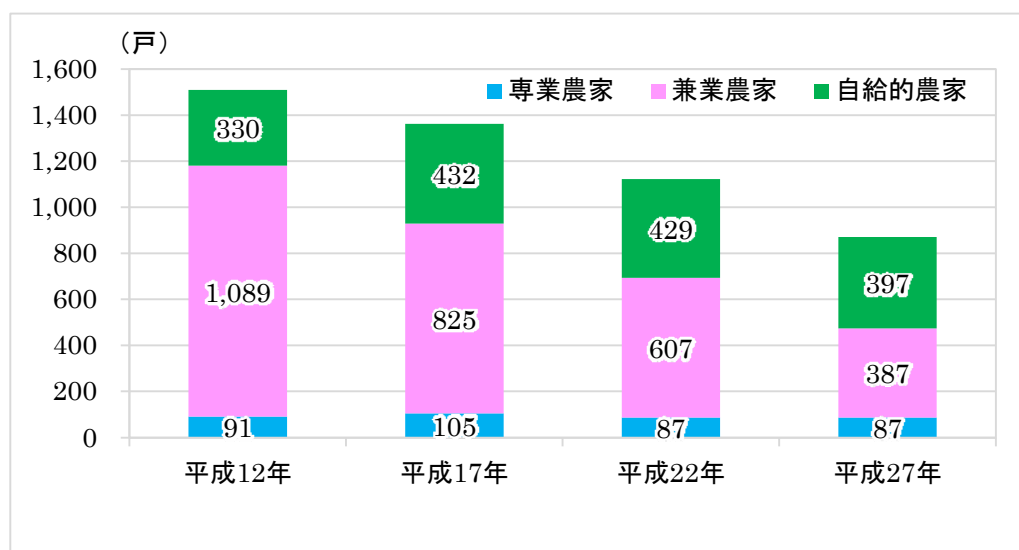
注：民営事業所のみ。

ただし、農林漁業（個人の経営）、家事サービス業並びに外国公務に属する事業所を除く。

(3) 農業

本町の農家数の推移は、図2-10に示すとおりです。専業農家は、ほぼ横ばいで推移していますが、兼業農家は15年間で702戸（64.5%）と著しく減少しています。その一方、自給的農家（経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家）は67戸（20.3%）増加しています。

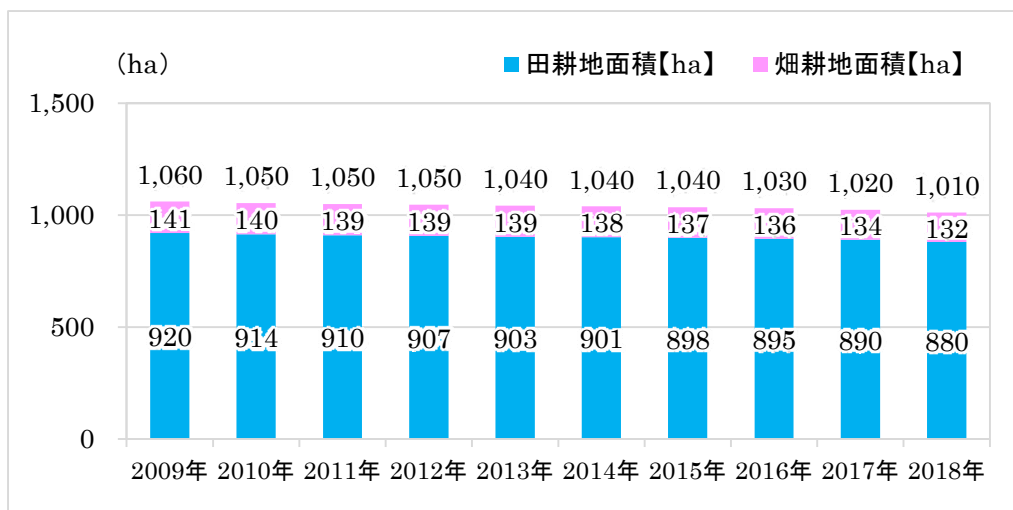
耕地面積の推移は、図2-11に示すとおりです。耕地面積は減少傾向にあり、10年間で田耕地面積は40ha（4.3%）減少、畑は9ha（6.4%）減少しています。



資料：農林業センサス

各年2月1日現在

図2-10 農家数の推移



資料：農林水産省「作物統計調査」

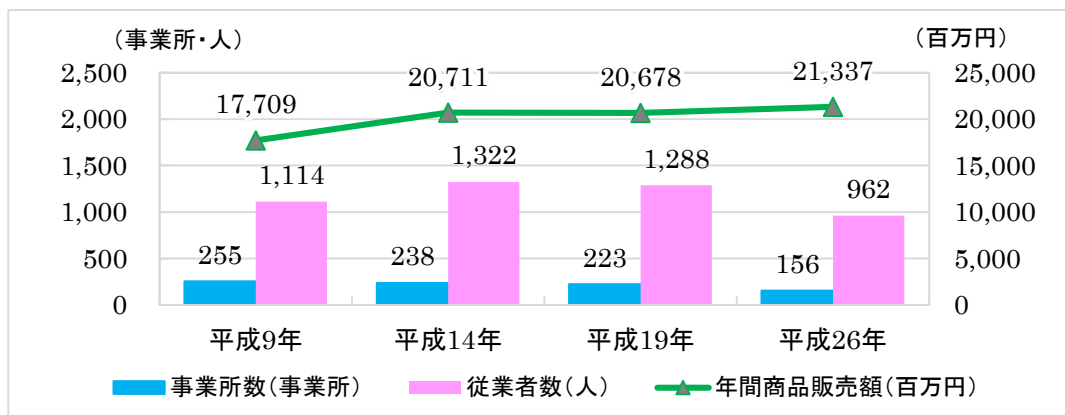
各年4月1日現在

図2-11 耕地面積の推移

(4) 商業

本町は、町の中央を走る国道417号を中心に商業、サービス業が発展しています。商業の事業所数、従業員数及び年間商品販売数の推移は、図2-12に示すとおりです。年間商品販売額は17年間で3,628百万円(20.5%)増加しています。その一方、事業所数は99事業所(38.8%)減少し、従業員数は152人(13.6%)減少しています。

平成26年度における産業中分類別の年間商品販売数の割合は、図2-13に示すとおりです。飲食料品小売業が37.6%と最も多くを占めています。



資料：商業統計調査

※平成9年6月1日現在(販売額は平成8年4月から平成9年3月までの1年間の販売額)

※平成14年6月1日現在(販売額は平成13年4月から平成14年3月までの1年間の販売額)

※平成19年6月1日現在(販売額は平成18年4月から平成19年3月までの1年間の販売額)

※平成26年7月1日現在(販売額は平成25年1月から12月までの1年間の販売額)

図2-12 商業の事業所数、従業員数及び年間商品販売数の推移

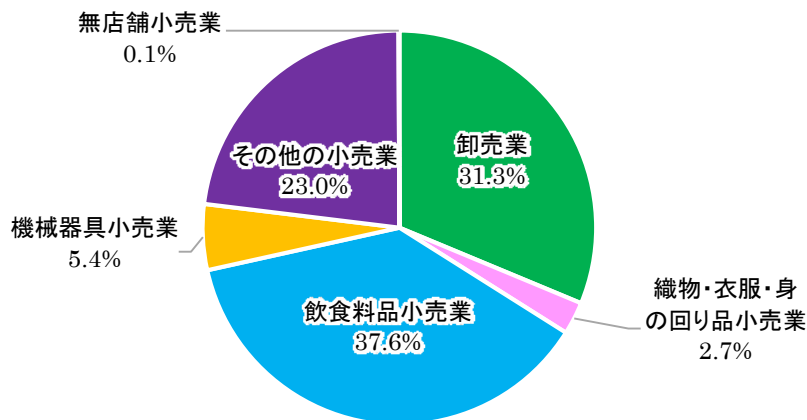
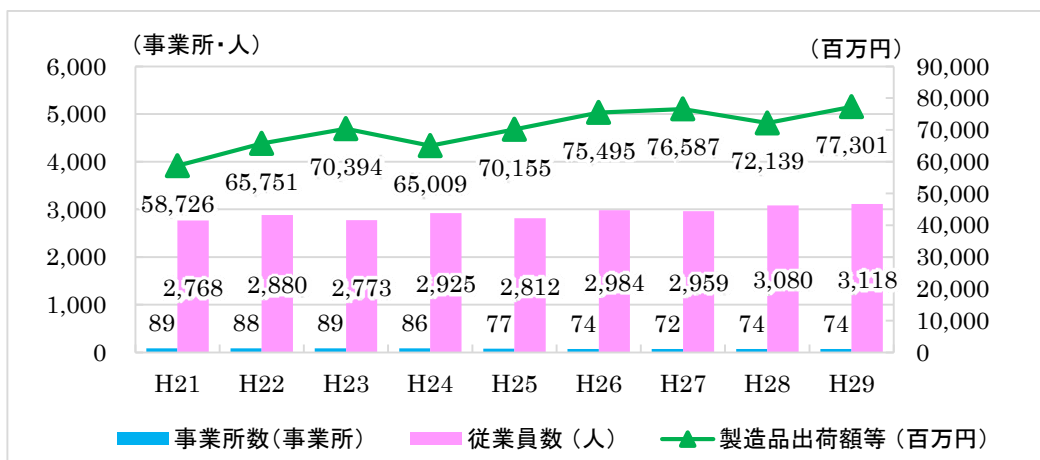


図2-13 産業中分類別の年間商品販売数の割合(平成26年)

(5) 工業

本町の工業の事業所数、従業員数及び製造品出荷額等の推移は、図2-14に示すとおりです。事業所数は減少傾向にあり、9年間で15事業所（19.5%）減少しています。その一方、従業員数及び製造品出荷額は増加傾向にあり、従業員数は350人（12.9%）増加し、製造品出荷額に18,575百万円（26.5%）増加しています。

平成29年度における産業中分類別の製造品出荷額等の割合は、図2-15に示すとおりです。食料品製造業が34.9%と最も多くを占めており、次いで、プラスチック製品製造業が15.1%、化学工業が11.5%となっています。



資料：工業統計調査、「平成23年」：平成24年経済センサスー活動調査

「平成27年」：平成28年経済センサスー活動調査

※ 事業所数、従業員数は各年12月31日現在、「平成23年」は翌年2月1日現在、

「平成27年」以降は翌年6月1日現在

図2-14 工業の事業所数、従業員数及び製造品出荷額等の推移

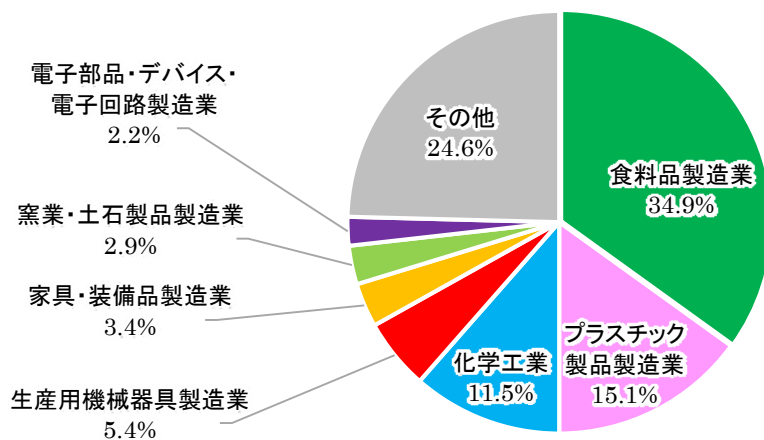


図2-15 産業中分類別の製造品出荷額等の割合（平成29年）

5. 関連計画

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画（2018年6月策定）

循環型社会の形成に向けて、概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

持続可能な社会づくりとの統合的な取組

- ✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
- ✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上

地域循環共生圏 形成による 地域活性化	ライフサイクル全体 での徹底的な 資源循環	適正処理の推進と 環境再生	災害廃棄物処理 体制の構築	適正な国際資源 循環体制の構築と 循環産業の海外展開
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の資源生産性向上 ✓ 生物多様性の確保 ✓ 低炭素化 ✓ 地域の活性化 ✓ 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界

循環分野における基盤整備

- ✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成
- ✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会

目標値

	2000年度	2015年度	2025年度目標
資源生産性（万円/トン）	24	38	49 （+102%）
入口側の循環利用率（%）	10	16	18 （+8ポイント）
出口側の循環利用率（%）	36	44	47 （+11ポイント）
最終処分量（百万トン）	57	14	13 （▲77%）

（ ）内は2000年度比

持続可能な社会づくりとの統合的な取組

- 地域循環共生圏の形成
- 廃棄物エネルギーの徹底活用
- シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進
- 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開
- 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用

地域循環共生圏 形成による 地域活性化	ライフサイクル全体 での徹底的な 資源循環	適正処理の推進と 環境再生	災害廃棄物処理 体制の構築	適正な国際資源 循環体制の構築と 循環産業の海外展開
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域循環共生圏の形成 ・ 課題の掘り起こし ・ 実現可能性調査への支援 ○ コンパクトで強靱なまちづくり ○ バイオマス等の地域内での利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○ シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○ 素材別の取組等 ・ プラスチック戦略 ・ バイオマス ・ 金属（都市鉱山の活用） ・ 土石・建設材料 ・ 太陽光発電設備 ・ おむつリサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正処理 ・ 安定的・効率的な処理体制 ・ 地域での新たな価値創出に資する処理施設 ・ 環境産業全体の健全化・振興 ○ 環境再生 ・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・ 空き家・空き店舗対策 ○ 東日本大震災からの環境再生 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体 ・ 災害廃棄物処理計画 ・ 国民へ情報発信、コミュニケーション ○ 地域 ・ 地域ブロック協議会 ・ 共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催 ○ 全国 ・ D.Waste-Netの体制強化 ・ 災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・ IT等最新技術の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際資源循環 ・ 国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル ・ アジア・太平洋3R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○ 海外展開 ・ 我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・ 災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援

循環分野における基盤整備

- 電子manifestoを含む情報の活用
- 技術開発等（廃棄物分野のIT活用）
- 人材育成、普及啓発等（Re-Styleキャンペーン）

資料：第四次循環型社会形成推進基本計画（概要）

①多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化に関する指標

第四次循環型社会形成推進基本計画では、地域循環共生圏形成による地域活性化に関して、地域において、国民がごみの減量や分別等に積極的に取り組むことで、ごみ排出量を削減していくこと、事業者が一般廃棄物の減量化や分別等に積極的に取り組み、事業系ごみの排出量を削減していくこと、多くの地方公共団体が地域循環共生圏の形成に積極的に取り組んでいくことを目指しています。

このため、項目別物質フロー指標として「1人1日当たりのごみ排出量」、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」及び「事業系ごみ排出量」を代表指標とし、項目別取組指標として「地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数」を代表指標としています。

「1人1日当たりのごみ排出量」、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」及び「事業系ごみ排出量」については、2025年度を目標年次として表2-4に示す数値目標を設定しています。なお、これらの数値目標については現状以上の排出削減レベルを達成するという設定の元に算出しています。

表2-4 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化に関する指標

指標	2000年（基準年度） 実績	2010年度 実績	2025年度 目標
1人1日当たりのごみ排出量	1,185 g/人/日	976 g/人/日	850 g/人/日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	654 g/人/日	540 g/人/日	440 g/人/日
事業系ごみ排出量	1,799 万 t	1,297 万 t	1,100 万 t

②循環型社会の全体像に関する補助指標

第四次循環型社会形成推進基本計画では、循環型社会の全体像に関する指標のうち、最終処分量を補助する指標として、表2-5に示す数値を設定しています。

表2-5 循環型社会の全体像に関する補助指標

指標	2000年（基準年度） 実績	2010年度 実績	2025年度 目標
一般廃棄物の出口側の循環利用率	14.3%	20.8%	28%
一般廃棄物の排出量	5,236 万 t	4,536 万 t	3,800 万 t
一般廃棄物の最終処分量	1,051 万 t	484 万 t	320 万 t

(2) 廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（2016年1月改定）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき、廃棄物の減量化及び適正処理を推進しています。

情勢の変化を踏まえ、新たな廃棄物の概念や非常時に向けた対応について記載されています。

表2-6 廃棄物の減量化の目標量

目標	2015年度（平成27年度） 実績値	2020年度（令和2年度） 目標値
排出量	平成19年度比 約5%削減	平成24年度比 約12%削減
再生利用率	約25%に増加	約27%に増加
最終処分量	平成19年度比 約22%削減	平成24年度比 約14%削減
その他	—	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を500gとする

(3) 廃棄物処理施設整備計画（2018年6月改定）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るためのものです。

現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を推進しています。

表2-7 施設整備事業の実施に関する重点目標

指標	2017年 見込み	2022年 目標
ごみのリサイクル率	21%	27%
最終処分場の残余年数	2017年の水準を維持する	
ごみ処理施設の発電効率の平均値	19%	21%

（４）岐阜県廃棄物処理計画

岐阜県は平成 29 年 3 月に「第 2 次岐阜県廃棄物処理計画」を改訂しました。改定後の主な施策の体系は、図 2-16 に示すとおりです。

市町村は、その区域内における一般廃棄物の処理について総括的な責任を負うとともに、循環型社会の形成に向けた地域における住民、事業者の自主的な活動の促進を図る役割を担っています。

【取組方針 1】循環型社会の形成

【施策 1】ごみ減量化の推進

○家庭ごみ減量の推進

■食品廃棄物（食品ロス）削減（県民意識の啓発、市町村施策の支援）

■リサイクル施設の見学など体験型学習会の開催

・ごみ減量化に関する情報発信

○グリーン購入（環境にやさしい買い物）の推進

・東海三県一市グリーン購入キャンペーンの実施

○環境教育・環境学習の推進

■市町村や市民団体と連携した、より効果的な環境学習のあり方の検討

【施策 2】リサイクルの推進

○各種リサイクル法の円滑な推進

■引取義務外の廃家電製品や使用済小型家電製品の回収体制整備の助言

○多量に排出される産業廃棄物の再資源化の促進

○リサイクル製品の利用推進

【施策 3】一般廃棄物の適正処理の推進

○一般廃棄物処理施設への立入検査、施設整備等に対する支援

○一般廃棄物の再資源化・最終処分量削減に向けた取組み支援

【施策 4】産業廃棄物の適正処理の推進

○産業廃棄物処理施設への立入検査の強化

○排出事業者、処理業者の関係法令等の理解の促進

■廃棄食品の不正転売事案を受けた監視体制の強化

図 2-16（１） 第 2 次岐阜県廃棄物処理計画 改定後の主な施策の体系

【取組方針1】循環型社会の形成

【施策4】産業廃棄物の適正処理の推進

新 電子マニフェストの利用促進

新 優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進

○産業廃棄物処理施設設置に係る合意形成を図るための手続条例の適正運用

新【施策5】有害廃棄物の適正処理の推進

新 高濃度PCB廃棄物の処理促進（保管状況の把握、広報）

新 水銀廃棄物の適正処理に向けた情報提供、助言

【取組方針2】生活環境の保全

【施策1】環境美化の推進

○県内一体となった環境美化運動の推進

新 県内の環境美化活動団体との連携、活動情報の発信

【施策2】災害廃棄物処理対策の推進

新 市町村における災害廃棄物処理計画の策定支援

○隣接県等との支援体制の整備

○災害時における支援体制の確立

新 災害廃棄物に関する情報の発信

【取組方針3】不適正処理対策の推進

【施策1】不法投棄等の不適正処理対策の推進

○通報体制の整備

○不適正処理事案の公表

○関係機関との連携

○監視活動の実施

新 廃棄食品の不正転売事案を受けた監視体制の強化（再掲）

○岐阜県埋立て等の規制に関する条例の的確な運用

資料：「第2次岐阜県廃棄物処理計画 改定の概要」平成29年・岐阜県

※見直し後に、新たに取り組む項目は、新と表記している。

※「第3次岐阜県廃棄物処理計画」は、令和3年3月公表予定です。

図2-16(2) 第2次岐阜県廃棄物処理計画 改定後の主な施策の体系

（５）池田町第六次総合計画

①自然と調和し輝き続けるまち創造プラン

本町は、「ぬくもりがあふれるまち 池田町 ～ふれあいが未来を育む、人と人がつながり合い成長する都市へ～」をめざすまちの姿とし、令和 11 年度までの 10 年間の新たな総合計画（池田町第六次総合計画）を策定しました。

総合計画は、まちの独自性やオリジナリティの想いを込めて「自然と調和し輝き続けるまち創造プラン」と定め、表 2-8 に示すとおり、理念を「未来」・「元気」・「活気」・「快適」・「経営」の 5 つとし、各分野を達成するための施策や事業計画の内容となっています。

なお、池田町版地方創生の拡大・醸成と関係人口の増加を重点プロジェクトとし、SDGs（持続可能な開発目標）を取り入れ、時代に即した事業を進めています。

表 2-8 池田町のまちづくりの基本理念

未 来	子どもや若者が健やかに育つことができるまちづくり
元 気	多種多様な人々が元気に暮らすことができるまちづくり
活 気	町内外で活発な交流が行われるまちづくり
快 適	暮らしが快適かつ豊かであり、安心・安全に暮らせるまちづくり
経 営	住民と協働し、スリムで健全な町政の運営が行われるまちづくり

資料：「自然と調和し 輝き続ける まち創造プラン」池田町第六次総合計画

②環境にやさしいごみの廃棄や再利用の促進

総合計画において「ごみ」に関しては、「快適」を理念として、「環境にやさしいごみの廃棄や再利用の促進」を基本施策に掲げています。

めざす町づくりの姿を「みんなで 5R に取り組み、ごみの少ない快適な生活空間が形成されている」として掲げ、実現のための方策及び具体的な内容は表 2-9 に、まちづくり指標は表 2-10 に示すとおりです。

住民や団体の役割として、「ごみの分別回収やリサイクルに取り組みましょう」および「必要の無いものは買わない、使い捨てをしない等、ごみの減量に取り組みましょう」の 2 つが掲げられています。

また、「ごみ」に関連する SDGs は図 2-17 に示すとおりであり、「7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」、「11.住み続けられるまちづくりを」、「12.つくる責任つかう責任」、「13.気候変動に具体的な対策を」および「15.陸の豊かさを守ろう」の 5 つとなっています。

表2-9 「ごみ」に関する実現のための方策及び具体的な内容

実現のための方策	具体的な内容
ごみの廃棄に関する住民のモラル向上	◆ごみ拾い等のボランティア活動を実施し、親子をはじめとした多くの住民に参加をしてもらうことで、住民のモラルを向上させます。
事業者のごみや環境に対する理解促進	◆町内の事業者に対して、率先してごみや環境問題への取組を行うように、適切なごみの分別の方法等を呼びかけます。
わかりやすく適正なリサイクルの推進	◆リサイクルセンターの運営により体制を整備するとともに、出前講座の実施や適切なごみの分別の仕方をチラシやホームページで周知します。 ◆生ごみ処理機等リサイクル用機器の購入に対して金銭的な補助を行います。

※5Rとは、ごみの発生回避（リフューズ：Refuse）、発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、修理（リペア：Repair）、再資源化（リサイクル：Recycle）の5つの環境対策のこと。

表2-10 「ごみ」に関するまちづくり指標

項目	前回値	現状値	めざそう値
ごみを持ち帰っている人の割合	86.8%	91.8%	95.0%
ごみ減量の取組をしている人の割合	71.3%	68.1%	75.0%
ごみの分別がわかっている人の割合※	41.4%	84.4%	90.0%

※前回値は男性のみを対象。今回からは性別を問わずすべての人を対象とした割合をめざそう値として設定



図2-17 「ごみ」に関連するSDGs